

Q. 労基法上の労働時間とはどのような時間ですか？

労基法上の労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいいます。そして、労基法上の労働時間に該当するか否かは、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれていると評価することができるかどうかにより客観的に定まるものであり、労働契約や就業規則などの定め如何により決定されるべきものではありません。

労働者が、就業を命じられた業務の準備行為等を事業所内において行うことを使用者から義務付けられ、又はこれを余儀なくされた場合は、当該行為を所定労働時間外において行うものとされていたとしても、当該行為は、特段の事情のない限り、使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができ、当該時間に要した時間は、それが社会通念上必要と認められるものである限り、労基法上の労働時間に該当します。

労基法上の労働時間に該当するか否かが争われることが多いのは、仕事をしたかどうかに関係のある始業時刻前、休憩時間、終業時刻後の在社時間、手待ち時間、移動時間等です。